

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成27年3月9日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

5番 諸橋太一郎君

6番 宮崎智君

7番 杉森弘之君

8番 須藤京子君

9番 黒木のぶ子君

10番 村松昇平君

11番 田中道治君

12番 市川圭一君

13番 山越守君

14番 小松崎伸君

15番 遠藤憲子君

16番 鈴木かずみ君

19番 柳井哲也君

20番 中根利兵衛君

21番 石原幸雄君

22番 板倉宏君

1. 欠席議員 2名

17番 利根川英雄君

18番 板倉香君

1. 出席説明員

市長	池邊勝幸君
副市長	野口憲君
教育長	染谷郁夫君
市長公室長	川上秀知君
総務部長	滝本昌司君
市民部長	坂野一夫君
保健福祉部長	清水治郎君
環境部長	八島敏君
経済部長	坂本光男君
建設部長	山岡康秀君
教育部長	吉田次男君
会計管理者 職務代理者	大和田伸一君
監査委員 事務局長	土井清君
農業委員会 事務局長	結速武史君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉川修貴君
総務部次長	藤田聡君
市民部次長兼 市民活動課長	岡見清君
保健福祉部次長	高谷寿君
保健福祉部次長	藤田幸男君
環境部次長兼 環境政策課長	梶由紀夫君
経済部次長兼 農業政策課長	飯泉栄次君
建設部次長	加藤晴大君
建設部次長兼 道路維持課長	太田健二君
教育委員会次長	中澤勇仁君

教育委員会次長 川 井 聡 君

全 参 事

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長 滝 本 仁 君

書 記 中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成27年第1回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成27年3月9日(月)午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(山越 守君) おはようございます。

17番利根川英雄君、18番板倉 香君より、欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○議長(山越 守君) 初めに、1番藤田尚美君。

[1番藤田尚美君登壇]

○1番(藤田尚美君) 皆様、おはようございます。公明党の藤田尚美です。通告順に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、他の市町村からとても注目を浴びておる「うしく放課後カップ塾」、「うしく土曜カップ塾」についてであります。

昨年10月よりスタートされました事業でございますが、この「うしく放課後カップ塾」、「うしく土曜カップ塾」について、それぞれ、どのような塾なのか伺いいたします。

○議長(山越 守君) 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長(中澤勇仁君) それでは、御質問の「うしく放課後カップ塾」と「うしく土曜カップ塾」についてお答えをいたします。

「うしく放課後カップ塾」は、児童生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着と、親の所得格差を子供の教育格差につなげないようバックアップすることを目的として、平日の放課後に実施している自主学習支援でございます。

「うしく土曜カップ塾」は、地域の人やボランティアの方の協力を得ながら、学校の施設を活用して、学習や体験、交流などさまざまな活動機会を提供することで、子供たちの土曜日をより充実させるとともに、地域とのつながりを深めることを目的として実施している事業でございます。

また、平成26年度より新規事業として開始しました「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」として、国・県の補助対象事業となっております。

今年度は、ひたち野うしく小学校と奥野小学校の2校をモデル校として実施しております。

両校をモデル校とした理由につきましては、ひたち野うしく小学校は、「子供たちにさまざまな体験をさせたい」、奥野小学校は、「周辺に塾など学べる場所が少ないので、土曜日にも学習活動をしてほしい」との要望からスタートいたしました。その結果、ひたち野うしく小学校・土曜カップ塾では、英語活動や料理教室、音楽・合唱教室、牛久郷土かるたを使った郷土の歴史などを実施しております。奥野小学校では、漢字検定や英語検定の合格を目指すとともに、学ぶ楽しさを味わわせたいと、英語学習、国語学習を実施してまいります。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、それぞれの利用率をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 利用率についてお答えをいたします。

「うしく放課後カップ塾」は、小学校は4年生から6年生を、中学校では3年生、牛久二中においては、生徒数の関係から全学年を対象としており、対象児童生徒数は3,020人で、そのうち約12%、380名の参加登録率となっております。

参加人数は、平均で1日当たり221名、1校当たりでは17名となっております。

「うしく土曜カップ塾」は2つのモデル校で実施しておりますが、ひたち野うしく小学校では、全児童846名の約43%に当たる367人が登録し、平均で1回当たり136人が参加しております。奥野小学校では、全児童数193名の約50%に当たる96人が登録し、平均で1回当たり49人が参加しております。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 実施日が週1回と決められておりますが、その根拠をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 利用回数の問題ですが、「うしく放課後カップ塾」を実施する上で、児童生徒の自主学習支援をする指導員の確保が一番の課題でございました。指導員を1から探さなければならなかったことと年度途中からの実施ということもあり、初めは週1日で、無理のない範囲から実施しようということといたしました。ただし、1教室当たり40人程度の定員を想定し、参加希望が多い場合には、参加児童を振り分けて週2日の実施としております。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 塾の内容ですが、どのような形態で勉強されているかお伺いします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 御質問にお答えをいたします。

「うしく放課後カップ塾」の指導員の役割でございますが、基本的には、児童生徒が各自持参した自主学習の際に、わからない問題などの質問に答えていきます。ただし、それだけではなく、学習の進みぐあいの見守り、様子を見て気づいた間違いの助言・指導など、できる範囲で児童生徒の基礎学力向上のための活動をしていただいております。

また、指導員が答えられなかった内容につきましては、指導記録として残しまして、学校でも見ていただき指導していただくようにしております。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 対象学年は4年生から6年生となっておりますが、クラス分けというものはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 質問にお答えをいたします。

参加児童が自主学習をすることや指導員の数、使用教室などから、どの学校も1クラスの実施となっております。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 各学校における指導員の体制をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 指導員の体制でございますが、指導員は、学校のスクールアシスタントや元教員、教員免許所有者や大学生などから配置してございまして、市内全小中学校に、それぞれ1教室当たり2名、合計26人になります。週2日の実施のうち1日のみ支援可能な指導員もいらっしゃいますので、今年度は、延べ38名の方に指導者として協力をしていただきました。

ちなみに、「うしく土曜カップ塾」には、指導者・サポーター合わせて延べ85名の方に御協力をしていただいております。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） その指導者の報酬はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） こちらにつきましては、全て有償ボランティアとして謝金をお支払いしております。例えば「うしく放課後カップ塾」の指導につきましては、1回につき、交通費込みで3,000円となっております。これは2時間半の実際には勤務みたいな形になります。活動の趣旨に賛同していただくとともに、児童生徒のためにという気持ちで御協力をしていただいているという状況でございます。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番(藤田尚美君) 希望者が対象ではありますが、保護者、児童生徒からは今まで苦情はあるのか伺います。

○議長(山越 守君) 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長(中澤勇仁君) こちらにつきましては、「カップ塾」開始後、小学校では、「授業形式だと思っていたために、指導してもらえるとと思っていたのに教えてもらえない」、中学校では、「学習内容が高度なものもあり、質問内容に答えてもらえない場合がある」などの声もありました。

ただし、参加者、保護者の多くは、「友だちと学び合いながら宿題や自主学習をやるととてもはかどる」、「自分のペースでやりたい学習ができる」、「学習支援の先生がいてくれるので、答えの確かめができる」や、「家で1人でいると遊んでしまうが、よい学習習慣ができて助かる」、「近所に英会話スクールなどがないので、土曜日に教えていただけてうれしい」などのおおむね好意的な意見が多く、開始当初よりも参加者数もふえております。

まず、「授業形式による指導ではない」という声に対しましては、「カップ塾」は、自主学習支援をする形式であります。児童生徒の取り組む様子を見て助言をしたり、質問がなくても、気がついた間違いについて指導していただくようにしております。

「質問内容に答えられない場合」には、指導日誌に記録し、質問された問題内容を学校に伝えることで、授業の中で指導していただくように学校とも連携を図っております。

一方で、指導者から、放課後や土曜日は学校ではないので、「学校の先生のように子供たちを落ちつかせながら活動するのが難しいときもある」との悩みも出ております。

この点につきましては、宿題が早く終わってしまった児童のために学習プリントを準備するなどして、活動にメリハリをつけて児童が集中して取り組めるように支援してまいりたいと思います。

また、中学校には、元教員や大学生の指導員を優先して配置するとともに、児童クラブ課に配属されております元校長先生や現役の教員である社会教育主事が定期的に巡回をして、児童生徒への対応や指導の仕方を学習指導員に助言するなどしてサポートをしております。

○議長(山越 守君) 藤田尚美君。

○1番(藤田尚美君) 利用者の方から、開催日をふやしてほしいというお声がたくさんあるのですが、今後、開催日をふやしていく計画はあるのか、お伺いいたします。

○議長(山越 守君) 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長(中澤勇仁君) 御質問にお答えをいたします。

現在、「うしく放課後カップ塾」は週1回から2回、「うしく土曜カップ塾」は2つの小学校でほぼ毎週実施しております。市として、「うしく放課後カップ塾」は開催日をふやす、「うしく土曜カップ塾」は実施校をふやしていきたいと考えております。

そのためには、学習指導員のさらなる量的・質的確保や地域の方及び保護者・企業などのボランティアの参加・協力が不可欠であると考えております。さらに、各学校において活動を継続的・定期的を実施するための計画を企画・提案し、指導者や学校などとの調整や、地域で多様な知識や経験を持つボランティアの発掘・連絡調整など、全体をコーディネートするコーディネーターになっていただける方を見つけることが、非常に大きな課題となっております。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 未来ある子供たちのため、さらに推進され、充実のある「うしく放課後カップ塾」を目指していただきたいと思います。

続きまして、2点目、少子化対策についてであります。

人口減少社会が本格化し、国は、少子化対策として、子育て支援、働き方改革に加え、地域における切れ目のない妊娠・出産支援強化に乗り出しました。

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、祖父母等による支援を受けられず相談相手もないため、孤立する妊産婦が増加しております。特に産後鬱対策は、虐待防止の面からも重要な課題です。育児ストレスや産後のホルモンバランスの変化等により、約1割の妊産婦が産後鬱を発症すると言われております。産後鬱予防は、産後の早い時期から専門家の介入が有効と言われております。

しかし、現状としては、病院での入院日数が短縮される傾向がある中、十分な育児技術指導や産後ケアを受けないまま退院する傾向が見られます。産後の母親は育児不安を最も感じ、産後鬱になってしまう方が多いという状況でありますので、退院直後の産後ケア体制の充実が必要だと考えます。安心して産み育てやすい環境を整えるためには、国の政策だけでなく、地域社会も含めた社会全体で取り組んでいくべきだと思いますが、市としての産前産後ケアの充実に向けての取り組みについてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 私のほうから、産前産後ケアの充実についてお答えいたします。

全国的に親子を取り巻く環境は多様化し、さまざまな問題が顕著となっております。牛久市においても、核家族の増加、ひとり親家庭や若年での出産、乳幼児虐待等により支援を必要とする妊婦や子供がふえております。年間約800件の妊娠届け出がございまして、安心安全な出産と健やかな子供の成長のために「切れ目のない支援」の実施に向けて、さらに充実を図っているところでございます。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、子育て中の大半の母親は、周囲からの孤立化とともに深刻化しているのが、情報が多過ぎることによる不安の増大です。母親自身がインターネット等からさまざまな情報を得て、マニュアルどおりにいかないと思惑感や不安を増大させる傾向が強いと指摘されています。

一方、各自治体は、さまざまな支援策を用意し情報を提供しても、届きたい人に届かないというジレンマ

を抱えております。安心して子育てに取り組めるよう、情報を確実な方法で妊産婦や子育て世代に届けられるシステムの構築が望まれます。

また、自治体と妊産婦との信頼関係の構築も大きな課題です。

横浜市では、妊娠届け時の看護師による面談から子育て支援をスタートされております。母子手帳交付時に、1人に対して20分から30分をかけ、きめ細やかな相談体制を整備しております。

浦安市では、市に30億円の少子化対策基金を創設し、妊娠から子ども・子育て支援への切れ目のない支援策を用意しております。長期、短期の目標を明確にした子育てケアプランの作成が柱となっており、妊娠届け出提出時、出産前後、子供の1歳の誕生日前後、計3回、ケアプランを作成し、支援しています。

なお、基金を使って子育て支援ギフト等を用意しており、2回目と3回目のプラン作成時にプレゼントすることです。市としては、ギフト目的であっても、役所に足を運んでいただくことで必要な支援につながるの考えでした。

両市とも、必要な人に必要な支援が届けられるよう努力されている様子がうかがえました。子育て世代から確かな信頼を得ること、そして、用意されている支援策の活用しやすい仕組みをつくることは、重要な課題です。

そこで私は、NPO法人「きずなメール・プロジェクト」が配信している「きずなメール」の導入を提案させていただきます。

このメール配信サービスは、妊産婦や子育て世代の携帯メールへ、複数の専門医の監修による確かな信頼できる子育て情報を、産前は1日一度、産後は3日に一度、決まった時間に届けるものです。登録は1回のみで、出産予定日を登録することで、妊娠中のおなかの中の赤ちゃんの成長過程や、妊娠・出産・育児の基礎知識に加え自治体情報も配信することができます。

確かな情報が定期的に届くことで、子育て不安の解消や孤立化を防止することが期待されます。既に、東京都内では文京区、江東区、中央区、相模原市などで発信が行われており、効果を上げています。メール配信による産前産後ケア情報提供体制の強化を図るべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、「きずなメール」の導入についてお答えいたします。

携帯電話が普及している中、「きずなメール」は、母親の身近な情報収集ツールとして情報やアドバイスなどが送信されることから、一部の自治体で導入されております。定期的に情報が送られてくることで、安心したり子育てに前向きになれるなど、一定の効果があると言われておりますが、その反面、一般的な情報提供であるため、人によっては育児不安を増強させる可能性があることが懸念されております。問題を抱える多くの方は、相談内容を明確に自覚したり表現することが難しいため、直接相談できる対人サービスが必要であると考えております。

牛久市のサービス体制は、先ほどの答弁でもございましたが、母子手帳の交付時から継続して、教室や訪問などで相談や情報提供を実施しております。お子さんの健診や予防接種についても、月齢に応じて個別通知を行い、必要な情報をタイムリーに提供しております。

平成27年度から、鬱状態の母親、子育てに自信がない、子供をたたいてしまう、子供が育てにくいなど、支援が必要な母親を対象に専用ホットラインを開設し、保健師が継続的に対応できる体制をさらに充実させてまいりたいと考えております。

また、虐待のおそれやDVに関しましては、健康管理課と児童福祉課が常に連携を図りながら総合的な子育て支援を進めております。

茨城県は、「きずなメール」導入初年度の費用について補助金交付を計画しておりますが、今後、近隣市町村の「きずなメール」導入状況を把握しながら、現状で行っている情報提供を含めた子育て支援体制の充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、空き家対策についてであります。

全国各地で人口減、人口の高齢化等で、空き家の総数は約810万戸であり、そのうち40%弱の318万戸が放置空き家ということで、社会問題となっております。

老朽化が進んでいる空き家は、倒壊の危険性に加えて、火災の発生や不審者の侵入、また動物たちの繁殖、防災・防犯面で地域の不安要因となっております。ごみの不法投棄や悪臭、害虫の発生なども懸念され、近隣住民にとっては深刻な問題であります。

空き家がふえている背景として、核家族化が進み、子供が親と同居せず、親が亡くなった後に居住者がいなくなるケースや、相続人が遠方にいるため管理意識が低いことなどが指摘されております。

そこで、市内の空き家件数を伺い、また、空き家についての苦情はどのようなものが多いのかなど、空き家の現状をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、藤田議員御質問の空き家の現状についてお答えしたいと思います。

全国的に減少傾向へと転向し、少子高齢化などにより、空き家につきましては全国でも大きな問題となっております。

現在、全国では、約6,000万件の住宅件数に対して820万件、約13.5%の空き家があり、牛久市の現状としましては、適正管理されていない空き家として相談されているものが、平成26年12月31日現在で255件存在しております。

これらの相談は、主に行政区役員の方や近隣住民の方から寄せられたものであり、内容としましては、庭木の伸び、雑草の繁茂、家屋や塀が壊れて危険であるなどについての改善を求めるものでございます。この

うち、管理不全な状態にあり、牛久市空き家等適正管理及び有効活用に関する条例に基づき助言したものに
つきましては232件、そのうち指導を行ったものは3件でございます。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 空き家対策を単にこの処理としないで、地域の活性化として、高齢者の居場所づくりや人口増加対策のため、若年世代の定住促進としての利用として空き家バンク制度の設立など、空き家の今後の利活用についてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 次に、空き家の今後の利活用についてお答えいたします。

国におきましては、空き家対策特別措置法が平成26年11月19日に参議院で成立しまして、平成27年2月26日に施行されました。

その内容につきましては、1つ、空き家等への立入調査、2つ、除去、修繕、立ち木や竹の伐採等の命令及び命令に従わないときの過料、3つ、必要な税制上の措置などがうたわれており、特に3につきましては、危険な空き家が建っている土地について、2015年度の税制改正で固定資産税の軽減を見直す検討も予定されております。

牛久市では、平成26年度に庁内で横断的なプロジェクトチームを設置して、税制面や定住促進に係る有効活用、危険な空き家の対処等、今後5月末に策定予定と聞いております国の指針「特定空家指定基準」、いわゆるガイドラインですが、これに従いまして牛久市においての空き家対策を進めてまいります。

また、高齢化が特に進んでいる牛久第二小学校地区のつつじが丘、第2つつじが丘をモデルに、空き家の有効活用、既存住宅の流通促進についての取り組みを、市の第三セクターである牛久都市開発株式会社が国の補助金を受けて、住宅所有者や土地所有者等の意向調査を活用しまして、データバンクの構築、空き地の解消・空き家住宅の流通等必要情報の掲載、あっせん等、活用の仕組みづくりを民間と連携して進めております。

以上申し上げましたように、空き家問題に関しては、今後、国の動向に注視しながら、牛久市においても万全の準備を進め、引き続きプロジェクトで効果的な施策を打ち出せるよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、高齢者の生きがい健康対策についてお伺いいたします。

我が国における高齢化が急速に進展している近年、中でも、団塊世代が75歳以上を迎える2025年を見据えて、高齢者が安心して暮らせる地域社会を築き上げていくことが、極めて重要な課題だと考えるところであります。すなわち、住みなれた地域で自分らしく生きがいのある余生を継続するための公助のサービスを充実させるため、地域包括ケアシステムの構築への自治体の取り組みが求められております。

牛久市においては、牛久市高齢者福祉事業計画、介護保険事業計画、うしく安心プラン21を策定し、福祉事業の実施を行い、具体的なサービス向上に努めているものと承知しているところであります。

社会的にも、平均寿命が延びていることが知られているところでありますが、私たちが求める寿命は、健康であることであります。寿命が延びることは大変に喜ばしいことではありますが、健康でなければ生きがいも見出せません。健康高齢者の自立を拡大することが、重要な目的であると考えます。

そこで、高齢者の生きがい健康づくりの活動状況をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

介護保険制度は、平成12年の制度発足以来15年が経過し、介護の必要な方に必要なサービスを提供してきたところでございます。

65歳以上の高齢者は年を追うごとに増加しておりまして、本年1月末の高齢化率は24.85%と、人口の4人に1人が高齢者となっている状況であります。

牛久市では、幸いなことに介護を必要としない元気な高齢者が多く、平成26年7月の要介護認定率は11.4%と県内で低いほうから第3位で、常に上位にランクされております。

御質問にありましたように、健康な状態で介護を必要としない取り組みというのが今後必要となってまいります。「かっぱつ体操」など、各行政区で取り組みをしていただいておりますが、それらを今後も推進していきまして、健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、高齢健康者の方々は、それぞれに健康を維持するために自助努力をされております。こうした高齢者の方の生きがいを醸成するためにも、公助の面でも介護予防につながる支援の導入も必要ではないでしょうか。

そこで、これらの問題意識を踏まえて、介護サービスの未利用者への特典を実施したらいかがかと考えます。

例えば京都府では、介護保険返戻地域活性化事業を実施しております。これは、介護保険料を納めながら介護サービスを利用したことのない健康高齢者に対して、地元商店街などで使えるプレミアム商品券3万3,000円を交付しております。

市内に元気な高齢者がふえて、やりがいを持って介護予防に励めるような支援の導入も必要かと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

御質問の未利用者への得点につきましては、現在市のほうでは考えておりませんが、75歳以上の

医療も介護も利用していない高齢者には、毎年9月の敬老の祝賀行事において、健康高齢者として表彰しまして、賞賜金を差し上げております。その賞賜金の額につきましては、無受診の期間により変わりますが、基本額が1万円で、無受診期間が延びれば、その年数に1万円を乗じた金額となっております。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、介護保険の給付費を抑制することを目的として、ボランティアポイント制度の導入についてお伺いいたします。

この制度の主な目的は、高齢者の社会参加を促し介護予防につなげる、住民総意による社会参加活動で地域の活性化、介護保険料及び介護給付費等の抑制、ボランティア活動参加者がやりがいを持ち、活動へのさらなる参加を啓発できる等であります。高齢期の健康で元気に過ごす、いわゆる健康寿命が長い期間過ごすための具体的な方法の一つとして検討すべきだと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） ボランティアポイント制度についての御質問にお答えいたします。

牛久市においては、住民主体による新たな地域の活動基盤である「地区社協」が、各小学校区に設置されておりまして、各地区社協が地域のボランティアの受け皿となり、地域包括ケアを見据えた見守り体制の構築を推進するなど、地域の実情に応じたボランティア活動の普及を図っております。

ボランティアは、自分のできる範囲で負担にならない活動を継続していただくものでありまして、今、御質問にありましたポイント制、地域通貨等の発行については、現在のところ導入の考えはございません。以上です。

○議長（山越 守君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（山越 守君） 以上で、1番藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

次に、15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして一般質問を進めてまいります。今質問は、任期中最後の質問となります。今回、マイナンバー制度、そして第6期の介護保険事業計画について、数点の質問を行います。

まず初めに、マイナンバー制度についてです。

マイナンバー制度は、2013年5月、消費税増税・社会保障一体改悪の一環として、自民、公明、民主、維新などが賛成多数で成立をさせた法律に基づくものです。国民一人一人に、それこそ赤ちゃんからお年寄りまで、住民登録をしている全員に12桁の個人番号をつけて、社会保障や税の情報を国が一括管理するものです。

ところで、内閣府が2月に公表しました世論調査では、マイナンバー制度の内容まで知っていた人は、回答者の28.3%にしかすぎません。政府は行政手続が便利になるなどと言っておりますが、多くの国民が制度を知らない中で、実施まであと半年と迫ってきております。

この10月には、個人番号通知に向けた付番が始まります。付番するのは市区町村長で、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならないとされております。

また、市区町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ地方公共団体情報システム機構、以下、機構と呼びます。この機構に対し、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、個人番号とすべき番号の生成を求めるとしております。そして、機構は、市区町村長に通知するとあります。マイナンバー制度を維持するのは、住民情報を保有している市区町村、所得情報を提供する事業者、それに、新たに、自治体共同設置をされました地方公共団体情報システム機構がネットワークを維持するとされております。

自治体である牛久市は、住民登録をされている全ての住民の住民票コードを、先ほど申しました機構に送り、機構からは12桁の個人番号がついた紙製の通知カードが世帯単位で郵送されてまいります。政府は、あくまで通知カードは暫定的で、個人番号カードを使うよう誘導しております。郵送されました通知カードの中に個人番号カード発行の申請書が同封をされ、希望者は申請書に記入し、機構に送り返す。機構では、申請に基づき個人番号カードを発行し、自治体である牛久市に送り、申請者は牛久市で個人番号カードを受け取る。こういう流れが言われております。

そこで、お尋ねをいたします。自治体として取り組む事務の全体のスケジュールをお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 遠藤議員の御質問にお答えします。

マイナンバー制度は、25年5月に法律が公布され、平成27年10月に、市民に対しまして個人番号の通知カードが送付されます。さらに、希望者には、平成28年1月から、個人番号カードが交付されます。個人番号の情報連携につきましては、国の機関が平成29年1月から、市町村が7月から始まり、本格稼働が始まるものでございます。以上でございます。

済みません。

もう一つ、個人番号の付番でございますが、住民基本台帳法や個人番号法の規定により事務を市町村にかわって行わせるために、法律によって設立されました地方公共団体情報システム機構が、住民票コードをもとに個人番号とすべき番号を作成し、市が個人番号の付番を行います。市民への通知につきましては、機構は、市から委託を受けまして住所氏名などの情報を取得し、通知カードを本年10月ごろに簡易書留で郵送いたします。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、知らせますこの通知カードについて、市はどのような方法で交付をするのか、伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 先ほど申し上げましたとおり、簡易書留によりまして郵送いたします。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、今の御答弁ですと、簡易書留について世帯単位に郵送されるのかどうか、その辺をちょっと確認をしたいと思います。

○議長（山越 守君） 総合窓口課長中島政順君。

○総合窓口課長（中島政順君） お答えいたします。

通知カードは、世帯単位で各世帯に簡易書留で郵送されます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、今、通知カードというのは、住民登録をされている方たちがこの通知カードの対象になってくるのですけれども、例えば、市内に住んでいて、住民登録が他の自治体にある、こういう住民の方がいらっしゃると思うのですが、要するに、通知カードが届かない住民に対する対応はどうか、伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

通知が届かない住民への対応でございますが、牛久市に居住しているのに他市町村に住民登録がある場合には、他市町村から住民登録のある住所地に通知カードが届きます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、今の問題なんですけれども、結局、住民登録をしていないと、牛久に住んでいても、その通知カードというものが届かないということになります。私の近所にも、実際に牛久市には在住をしているのですが、例えば選挙とかそういうときには東京のほうに行かれるという方が実際にあるので、そういう状況が、今後もこういう住民の方にはそういうような対応で、市としては何も対応をとることはできないということなのか、その辺を確認をしたいと思います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 牛久市に住んでいて住民登録がされていない方につきましては、牛久市に住民登録をしていただくように指導をしまいたいと思っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、次の質問に行きます。

例えば牛久市に住んでいて、先ほどの住んでいて住民登録がしていないという方の場合と一緒にような問

題になると思うんですけども、例えばDVなどの被害、住所を移せない、そういう方、そしてまた、職権で抹消されてしまっている人などはある一定程度存在するのではないかと思います、そのような場合の対応については、市はどのように対応するのか、伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） DV等被害者につきましては、やむを得ない事情により住所を動かせない方についてでございますが、避難先に通知を送付することになります、具体的な通知方法はまだ示されていません。また、トラブルを想定したマニュアルは、DV等被害者に対する対応が示されていないため、現在のところはまだつくっていませんが、今後、規定に沿った対応をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今はまだ始まっていないので、そういうふうな進め方が非常に難しいと思うのですが、実は、2012年11月に、逗子市在住のフリーデザイナーの女性が、以前から交際のあった男性に殺害をされるという事件が発生したんです。この女性は、この男性からストーカー被害にずっと遭っており、結婚もし、住所も公表をしていませんでした。事件後に判明したことは、問題点がさまざま指摘をされておりました。なぜ住所がわかってしまったのかでは、警察も、逮捕状に女性の住所を読み上げていたこと、また、加害者から依頼されていた探偵事務所の男が、夫を装い、市役所に、妻宛てに送られてきた税金の支払い文書が間違いかどうかを調べさせ、対応した市役所職員が住所情報を調べるために不要なコンピューターの操作をさせていた、このようなことが判明しております。

市役所では、この被害に遭った女性からは情報制限の要請があったのだそうですが、総務部納税課の職員がパソコンからアクセスをすると、閲覧時には警告表示があるだけで、閲覧自体はできる状態だといいます。市役所の閲覧記録のIDというのは総務部納税課の男性職員が操作をしているのですが、席を外すときにはログアウトをする、このようなマニュアルがあったそうですが、これが守られていなかったと、勤務時間中は常に同一のIDでログイン状態であり、職員が自席以外のパソコンで操作することも常態化をしていたために、複数の職員が操作できる状態だったという、こういうようなことがわかりました。

逗子市では、担当職員も含めて可能性のある職員に聞きましたところ、閲覧をした記憶がないと情報流出を否定したために、どの職員が実際にアクセスをしたか明らかにならなかったそうです。逗子市では、社会的重大性を考慮して、総務部納税課の職員、また上司の課長、市長、副市长などに処分が行われたといえます。

ストーカーのような犯罪を起こす人は、どのような手段を使っても執拗に調べてくる。常に最悪を想定して対応していかないといけないのではないかと思います。今、トラブルが発生した場合の対応、そしてまた、想定マニュアルについてはこれからだという御答弁でしたが、このような状況は、別にマイナンバーでなく

でもあるのではないかと思います。市では、こういうトラブル発生の際の対応はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） まず、個人情報につきましては、これまでも使途対応しております。そういう中で、職員研修のほうもしっかりと人材課を通しまして実施しております。今回、ナンバー法成立の中でも同じような研修をやったりしっかりやっていきたいと思っています。

また、職員一人一人がコンピューターを利用した業務をやっておるわけですが、一人一人がID番号、パスワードを持っておりますので、そのパスワードを使って開いた場合には、誰が何時にどのように物を処理したかというものがわかるような状態になっておりますので、今後、しっかりとそういうものを徹底してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、どこの役所でも、こういうような問題というのは起こり得るところでは、市のほうでは職員の研修をして、また、IDとかパスワードについては厳重な扱いの管理をしているというふうに確認をしたいと思いますが、それによろしければ、答弁は結構です。

次に、個人番号カードについて、手数料と本人確認について伺います。

個人番号カード発行の手続きをとりまして、牛久市役所に受け取りに来るという今の想定なんですけれども、発行手数料についてはどうなのかを伺います。

そしてまた、個人番号カードを受け取る際に、初めて牛久市の役所で交付を受けるわけなんです。本人確認の方法についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 個人番号カードの発行手数料につきましては、国の補助金により無料交付が想定されてございます。

個人番号カードの発行時の本人確認につきまして、成り済ましの発行を防ぐため、公的機関が発行する写真入りの書類である運転免許証、運転経歴証明書、あとパスポートなどを確認することとなっております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 発行手数料、当初はゼロで進むのではないかと思います。今後については、これについても定かじゃないかなというふうに思います。

それと、本人確認の方法、写真入りの例えば住基カードとかパスポートとかということなんです。例えば保険証とかそういう写真がついていないものを持ってきた場合は、どのような方法で本人確認をされるのでしょうか。

○議長（山越 守君） 総合窓口課長中島政順君。

○総合窓口課長（中島政順君） 個人番号カード交付時の本人確認についてであります。確かに、運転免許証も持っていない、パスポートも持っていない、それから住基カードも持っていないという方がいらっしゃいます。そういう方につきましては、複数の書類、保険証とかそれから年金手帳とか、複数の確認をして交付する形になりますが、詳しいやり方については、これもまだ明示されていませんので、お答えできるのはこの程度の内容になります。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、今の本人確認の方法については、今、通常、役所で、例えば書類を渡すときの本人の確認の方法だということに理解をしいのか、その点、ちょっと再度確認をしたいと思います。

○議長（山越 守君） 総合窓口課長中島政順君。

○総合窓口課長（中島政順君） 今、窓口等で行っています住民発行時の本人確認よりは厳格に行われる。全国で行われるカードの交付ですので、全国そろってやっていく必要があると思いますので、ちゃんと定めに従って実施していきたいと思います。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 市では、やっぱりこの住基カードの交付につきましては、通常業務と異なっています。牛久市民、今、8万何千人ですか、かなりの人数になりますので、そうしますと、通常業務ではなく、交付する窓口業務、これは確かにまだ先のことかもしれませんが、国ではもう既にいろいろなことを想定しているかとやっておりますので、交付する窓口業務、これをつくるべきだと思いますが、その考えについて伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

ことしの通知カードを発行してIDカードの発行に至る間で、そういう状況がふえるようなことがあれば、当然、専門的な窓口を考えております。

ただ、現在でも、印鑑登録証やパスポートを発行する時期に同じような本人確認を厳格にやっておりますので、そういう中での対応というふうに考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、次に、個人情報との関係で質問を進めます。

番号法との整合性による条例改正が必要になってくると思いますが、条例改正は行うのか。そしてまた、改正時期はいつごろを予定しているのか、伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 個人情報の御質問にお答えいたします。

番号法と個人情報保護条例との整合性による条例改正につきましてでございますが、番号法の施行により、個人番号、マイナンバーですね、その内容に含む個人情報を特定個人情報といいます。この特定個人情報につきましては、番号法の中で、地方公共団体の個人情報保護条例で規定することになっております。

番号法の規定では、番号法の中で新たに規定される特定個人情報の利用方法や開示、訂正方法等について、各地方公共団体において規定することになっております。

したがいまして、現行の個人情報保護条例において規定されていない特定個人情報について、番号法との整合性をとる必要があることから、牛久市個人情報保護条例の改正を行うものでございます。

具体的には、「提供の制限に関する規定」や「開示、訂正、利用停止に関する規定」などについて番号法との整合性が求められることとなりますので、今後、各条項等について番号法と個人情報保護条例の内容を精査し、平成27年9月定例議会に条例改正の議案提出を予定しているものでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、利用の制限とかいろいろと規定があるということでしたが、現在の個人情報保護条例の中の条文では、主に何条に当たるような内容なのか、それを伺います。そして、また、しきい値についても伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 個人情報保護条例の改正でございますが、まず、10条に定められております提供の制限に関する規定や、18条、35条、43条に定められております開示、訂正、利用停止に関する規定などについて、主に改定を考えております。

あと、しきい値判断でございますが、特定個人情報保護評価の実施手続きに基づきまして、しきい値判断を行うものでございます。特定個人情報に関する業務について評価を作成し、国に提出した後に公表するものでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、部長のほうから特定個人情報の保護評価、これについては策定をされるということなんですが、番号法との関係では、今、御答弁をいただいちゃったのですけれども、27条の個人番号を保持する前にプライバシーの保護とかそういうもので特定個人情報保護評価、これを業務システムの改修工程の中で、開始までに実施をするのかどうかというところ、ここを私はちょっと質問を先走っちゃって、このところがしきい値の話だったんですね、ちょっと質問が早まっちゃって済みません。その作業前までに実施をするとしているかどうか、これがしきい値の判断、質問でした。済みません。先に言ってしまいました。

次に、自治体としての利用拡大の計画について伺います。

計画をするとしたら、どの分野、業務を計画しているのか、今わかっている範囲で結構ですので、お答えください。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 自治体としての利用拡大、いわゆる独自利用の部分につきましては、現段階で、どの分野、業務というところまでの決定はしておりません。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今わかっているというところでは、住基カード、そこに、今のマイナンバーの情報をやっていくというか、4情報、氏名、生年月日、性別、住所、これ以外に、今のところ自治体としては、何も指示がない限りできないということなのかどうか、その辺をちょっと確認をします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問でございますが、今回の番号法、個人番号カードの中で利用できる部分については、ただいま議員が言われた基本情報の部分とあわせて、ICチップ上に、ICチップ上ですから、余分なデータエリア、たくさん大量のデータを持てるようになるのですが、そこに各市町村独自で、これは利用に当たっては条例で定めることになりましたが、例えば各公共施設の利用カードとかにかかわるものですね、そういったものをそこに組み込むということを検討している自治体もあるということですが、現段階において、牛久市ではまだそういったところの検討には至っていないというところでございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 現在では、独自でそのような計画についてまだ進んでいないというふうに理解をしました。

利用者側の利用の方法になるのですけれども、コンビニで個人番号を提示をして住民票交付、そのような利用もということの、以前、同僚議員の質問があり、また、そこにはある程度の費用ですか、その問題についても御答弁をされていたのですが、そのような利用方法というのも想定をされているのか、伺います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいま御指摘がございました住民票のコンビニ交付等につきましては、現行制度、住基カードが発行されております。住基カードの中で既に発行している自治体がございます。今回の番号法の改正によりまして、個人番号カードが交付されることによって、同様の機能を有するということからすれば、先般御答弁させていただいた内容のとおりコンビニでの諸証明の発行も可能になるということではございます。

ただ、現段階では、その利用効果とか、利用者数がどのくらいあるのか。今回のマイナンバー制度の改正

そのものが、住民票、諸証明の発行を手続の中で極力抑えるということが大前提となつてございますから、そういった部分も踏まえながら、今後の利用効果等を踏まえて、費用対効果を見きわめた中での検討ということになってくるものと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、先ほどから個人情報との関係がやはり大きな問題になってくるのではないんですね。

コンビニといえど、それなりに契約なりを結んで扱うのだらうと思いますが、コンビニというと、やっぱり民間の扱いにはなるのではないかと思います。そうしますと、先ほどのマイナンバーカードの本人確認の方法、こういうのが非常にやはり問題になってくるのではないかと思います。市では、先ほどの本人確認については厳重にやっていくということなんですが、こういうところではどういうふうな扱いになるのか、その辺について、いろいろとまだ情報がない中でのことなんですが、想定をしなければいけない問題だと思いますので、お聞きします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 例えば、コンビニの従業員にそのカードを提示するというようなイメージではございません。あくまでも地方公共団体情報システム機構と委託契約を結んで、簡単にいいますと、コンビニにはそういう端末機を置いて、そこから発行する形なので、だから、紙詰まりとかそういった場合にはその従業員がやるような形になりますので、コンビニとの直接契約を結ぶということではございませんので、その辺のほうは問題ないかと思っています。また、全国的に住基カードによるコンビニ証明書の発行はしておりますので、そういう問題は起きておりませんので、その対応は十分できるものと考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今後の実際に発行してからいろんな事例が出てくるのではないかとこのところで、私どもは非常に心配をしているところです。

マイナンバーの最後に、経費と費用対効果の問題について伺います。

当初、国では2,000億円とか4,000億円とか、このように言われておりました。しかも、このような莫大な税金を使って、効果をどう見るのか。今も部長たちの答弁の中にありましたけれども、実際に効果としてあらわれてくるのはまだまだ先の問題です。最初は、本格実行がなされたときには、国は10分の10ということで、全額、国の補助金、そういう交付金で見てくださいと思いますが、しばらくすると、やっぱり自治体の負担、持ち出しが多くなってくるのではないかと。国のやることはこういうことがよくあるものなので、例えば今効果をどう見るかということも含めて、市で算出をしているような経費ということがあれば、お示してください。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 今回のマイナンバー制度につきましては、国から、もともとのこの制度の目的でございます「より公平で正確な給付が可能である。国民の利便性を向上する」というようなメリットが説明されておりまして、マイナンバー法に明記されている業務に係る経費につきましては、一部、国からの補助金の措置がなされております。

しかし、先ほど来御質問がありますような独自の利用の部分等につきましては、それに伴うシステム改修費は市の単独経費となることが想定されます。こういった観点からも、性急に導入を進めるということではなくて、市民生活への影響や事務の効率化、国あるいは他の地方自治体の動向、さらにはシステム改修費の経費等をさまざまな面から十分に検討して、本当に牛久市民にとってメリットのある部分について検討を進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 確かに、今の状況の中で、この制度自体がどうなるかということが不透明だというふうに思います。

今回のマイナンバー制度は、便利になるというメリットばかりが強調されております。何が便利になるのか、詳細については、今もわかっておりません。今、住民票の交付とか印鑑証明の交付とか、マイナンバー制度を導入しなくても不自由を感じている市民というのはどのくらいいるのでしょうか。問題は、行政のみならず、3年後には民間での活用も言われておりまして、メリットよりデメリットのほうがはるかに大きく、市民の権利や利益を大きく害するおそれがあると思います。

あるべき社会保障制度や税制度についての検討をすることなしに、ただ、マイナンバーという道具を入れてしまって、あとは行政や民間で便利に使えばいいという、番号制度ありき、これからスタートしているからではないかと思います。政府が目的としております公平な税負担や社会保障制度の充実も、わざわざマイナンバーを導入しなくとも可能です。実際、ドイツやオーストリアでは、市民のプライバシー侵害に配慮をして、あえて共通番号制度を導入することなく、分野別の番号によって税・社会保障制度を運用しております。

政府にとっては一括で情報が集積できることになり、個人にとっては自身の知らないところで個人情報が収集されることになり、プライバシーの侵害が拡大をしていくのでないか、この危惧はますますふえております。そして、情報が漏えいすれば、漏えいした個人情報は消え去ることなく、世界的な情報ネットワークの海に漂流することになります。こうした危険に対して、利用目的を法律で定めて、不正利用や漏えいに刑事罰を望む第三者委員会を設けるとしてありますが、果たして機能できるのか、甚だ疑問と言わざるを得ません。

今の技術をもってしても、情報漏えいが後を絶ちません。さらに、国の説明不足や準備が当初の予定より

大幅におくれているために、自治体ではその対応に苦慮をしているという問題が浮上してきております。危険で不安な仕組みを強引に進めることは、自治体や国民の間に大きな混乱を起し、将来に禍根を残すだけで、マイナンバー制度の導入は、中止・廃止を国に申し入れるべきと考えます。この件については通告をしておりませんので、答弁は結構でございます。

次の質問に移ります。

○議長（山越 守君） 15番遠藤憲子君に申し上げます。

一般質問の途中ではございますが、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時11分休憩

午前11時25分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

15番遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、次の質問に移ります。

第6期の介護保険の事業計画についてです。

保険料は、現在の基準額を維持し値上げすべきでないというのが、私どもの考えです。

2月23日の全員協議会で、介護保険料の値上げ案について説明がされましたが、この介護給付費準備基金、準備基金と簡単にいいますが、それは、第5期の被保険者に還元すべき金額であると考えます。2008年、平成20年5月の会計検査院法第30条の2の規定に基づく準備基金の報告書について、介護保険準備基金の概要について述べております。「市町村は、介護保険に係る歳入及び歳出について特別会計を設けることになっている。介護保険は、3年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合せて設定する」という中期財政運営方式を採用しており、「介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが想定されていて、この剰余金を管理するために、市町村は介護給付費準備基金を設けることができる」とされている。「そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は、剰余金を準備基金に積み立て、給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すことが基本的な考えとなっている」。このことが、国会及び内閣に対する随時報告と言われております。

牛久市の場合は、準備基金2億7,100万円を取り崩したというふうに報告を受けておりますが、準備基金を全額取り崩した場合、保険料は幾らになるのか算出をしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

第6期の介護保険料につきましては、介護保険運営協議会での数回にわたる慎重な御審議をいただきまして決定したものであります。

介護給付費支払準備基金繰り入れの考え方としましては、給付費の約1カ月分を蓄えることで、不測の事態に備え、安定経営を目指すために、繰入額を2億7,100万円といたしました。

御質問にありました基金額全てを繰り入れた場合の保険料試算額は、4,437円となります。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、次長の答弁では、全額取り崩した場合でも4,400円を若干上回るということになるんですけども、介護保険の特別会計に、例えば、牛久市では今までやっていないことだと思うんですけども、一般会計からの繰り入れ、こういうことが可能かどうか、法令上の根拠があるのではないかと思います、その辺はどうか伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

御質問にありました一般会計からの繰り入れにつきましては、例えば、介護保険会計が赤字になった場合等のことを想定しているのかと思いますが、こういう場合は、介護保険においては、茨城県に設置されております財政安定化基金というのがございますが、そこから貸し付けを受けるようになります。この貸し付けを受けた場合には、貸し付けを受けた期間の次の計画期間で返還するような形になります。御質問にありました一般会計からの補填というのは、介護保険制度ではございません。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 法律で市の負担額が12.5%、もうこれを規定されているのは存じておりますけれども、例えば、この財源構成、この間資料請求でいただきました第6期介護保険料基準額算定方式、この中に、かつて第5期までは被保険者の負担割合額が21%だったんです。それが、今回、第6期では22%と1%ふえているわけですが、その根拠について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 第1号被保険者の負担割合についての御質問にお答えいたします。

22%の根拠ということでございますが、介護保険の財政負担割合のうち被保険者負担の割合というのは50%となっております。このうち64歳までの第2号被保険者の負担割合が、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第5条に規定されております。この負担割合が、今回、29%から28%に改正されたことによりまして、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が22%ということで決定されたものです。これは、平成27年度から29年度までの第6期事業計画期間に適用されるものであります。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうすると、今、保険のことについてなんですけれども、調整交付金というのがあります。全標準給付費見込み額、そしてまた地域支援事業費の中で、その約5%を調整交付金というふうに算定をし、そして、その分が保険料の算定の基礎になっているのではないかと思います。牛久では、この調整交付金というのは国からもらっているのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 調整交付金についての御質問にお答えいたします。

この調整交付金という制度は、この介護保険だけではなくて、国民健康保険あるいは後期高齢者医療保険においても同様の制度がございます。

介護保険制度につきましては、考え方として、各市町村間の前期高齢者と後期高齢者の割合の格差、第1号被保険者の所得段階別加入割合の格差のために生じる財政の不均衡を是正するため交付されるものです。例えば第1号被保険者の所得が高い市町村は交付されない、そのようなこととなります。

当市の状況としましては、全国平均と比較しまして、前期高齢者の割合が大きく、また、所得水準が高い方が多いということで、現在のところ交付がないということです。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、先ほどの1号保険者の21%が22%になったと、そしてまた調整交付金の5%、この分につきましても、第6期の介護保険料の算定のときには全て合計されて算定をされるということになるということは、結局、第1号被保険者、この方たちの負担がふえるということになるのではないかと思います。その辺についてどうか、伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

第1号被保険者の負担割合相当額につきましては、先ほど答弁したとおり、前回の第5期においては21%でしたが、今回の見直しで22%ということで1%負担割合がふえています。

調整交付金相当額につきましては、これは第5期においても5%の標準なんです。牛久市の場合は交付を受けておりませんので、この部分については、標準給付費がふえたことによってその部分の金額はふえますけれども、5%相当額の影響というのは前回と変わっておりません。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 結局、この保険料を算定するときに、第1号被保険者に数々の負担が行っているというところ、その中で準備基金を2億7,100万円しか取り崩さなかったということは、やはり今まで第5期の介護保険の被保険者、そういう方たちにとっては不公平とは思いませんか。全額、まず取り崩す。そして、その中で改めてこの基金ですね。基金というのは、今度3月が終わりますと、またこの中で基金が積み立てられます。そういう中で、今までも、この期ごとでやはり準備基金をこれだけ残さなければならな

い理由というのは何かあったのでしょうか、その辺を伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほども県の財政安定化基金のことでお答えいたしましたけれども、例えば基金がなくなった場合、介護保険事業の中で、例えば給付費が予想以上にふえたとか、介護保険料が収納不足になったというような場合には、赤字になった場合は県の財政安定化基金のほうから借入れを受け、その金額というのは、次の期間の第1号被保険者がその分を負担していただくということで、こういうことを避ける意味で、先ほど答弁申し上げましたが、介護保険のほうの基金の繰り入れは2億7,100万円ということで、給付費の額の約1カ月分に当たる3億円を残すということで市のほうで考えまして、介護保険の運営協議会の中でも御説明しまして、その了解をいただいたということでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今の取り崩しのことなんですけれども、第4期の介護保険、どれだけ積み立てているのかをちょっと調べてみました。平成20年度が4,790万円、21年度が3,260万円、22年度が4,700万円、合計で約1億2,700万円ぐらい積み立てております。第5期については、23年度が2,700万円、24年度が3,032万円、25年度が9,890万円ということで約1億5,600万円、これは、もちろんこの積立金の中で取り崩しているので支払いについては計算はしていませんが、このように年度ごとに必ず積立金として残る、そういうような介護保険の会計になっているのではないかと思いますので、やはりこの第5期についても、当然、調整交付金のこともありましたけれども、第1号被保険者について非常に負担が大きいというふうに考えておりますので、やはり全額取り崩すという考え、再度、ないかどうか確認をいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

これまでの実績に基づいて今後も余剰金が出るのではないかとこの御質問ですけれども、今までは、介護予防等の取り組み、また、いろいろなそういう対策によって、介護認定率というのは低い状況が続いております。ただ、今、人口のピークというのは66歳でございますので、今後10年後とかを考えると、介護保険の財政というもの今後ますます厳しくなるということで想定しております。

今回の第6期の保険料見込みに当たりましては、今後の中長期的な視点ということで、平成32年、それと37年ということで見込んでおりますが、その中で介護保険料も想定しておりますが、平成37年においては、8,000円を超える額が今試算として出ております、基準額としてです。ということで、運営協議会の中でもこういう数字をお示ししながら、今後、基金としてどれだけ残すかということも御議論をいただいたわけでございます。

でありますので、第5期で残った分を全額取り崩すという考えではなくて、ある程度そういう今後の介護の費用の増加等にも対応できるように、3億円程度の1カ月分の給付費ですね、それを残して今回の保険料算定に当たりました。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、次の質問に移ります。

第6期の保険料の算出の根拠について伺います。

この問題につきましても、以前に資料をいただきました。そして、第6期の対象人数、そして、また内容についてもわかっているつもりなのですが、特に、基準のところが今まで5万2,800円の方が5万7,600円、4,800円の年間の値上げとなります。今回、第1所得段階から第9、9段階にされるということ、それと低所得者の対策ですか、それについては、料率を0.75を0.65にしたところについてはわかるものなんですけれども、実際、この所得段階の中で第4所得段階、4万7,500円から5万1,800円、この方の段階が一番人数が多いわけです。この方たちは、本人が非課税、そして同じ世帯に住民課税者がいる場合で所得合計が80万円以下という方たち、この階層が非常に多いと思うのですが、こういう方たちにつきましても、何らかの軽減措置とかそういうのも考えられなかったのかどうか、第6期の保険料算出に当たっての根拠について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護保険料の段階の考え方、軽減の割合の拡大ということでよろしいでしょうか。

今回の段階の設定に当たりましては、低所得者層の第5期の第1所得段階と第2所得段階を総合しまして第1所得段階としております。これは、基準額に対する割合というのは、0.5ということで変更ございません。第3所得段階においては0.65ということで、今回第2所得段階とこれも変わりません。ただ、これは0.75が国の基準でありますので、0.1ですね、0.75から0.65ということで、この所得段階の方については、国の基準よりも緩和した割合となっております。そのほかの区分について、基準額に対する軽減という割合としては今説明したとおりでございますが、例えばこれを拡大した場合は、上位所得者の方がこの分を御負担いただくということで、結果として、また基準額等も上がってまいりますので、前回の区分とできれば変わらないようにということで設定のほうをいたしております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今回、前、たしか部長が平均で9.1%のアップだというふうに言っていました。このときの数字と実際にこの算出の数字が若干違うかもしれませんが、3年間の値上げの合計額が3億3,000万円近く、大体年度ごとで1億円近い金額が今度値上げとなってくるわけです。特に、今言いました基準額よりか1つ下の方たちの年代、非常に人数が多い中での金額の負担があるのではないかというふうに

考えます。

この段階については各自自治体での判断ができると思いますが、そういう中で、先ほど第5期と変わらないように所得段階をされたとおっしゃっていましたが、それ以外に、やはりこれだけ65歳以上の方というのは、年金をもらっている方もいますし、年金をもらっていない方もいるし、非常にこの中で所得の問題については、やっぱり収入が年金しかないという中ではかなりこの収入の問題、保険料の問題については負担感が大きいのではないかと思います、このようなこと、そういうような実態を踏まえての保険料の算出だったのか、この辺を再度伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 保険料の設定の考え方としてですが、まず原則的には、介護保険の場合は、生活保護の方も含めてですが全ての方に保険料を負担していただくという制度となっております、ただ、均一に負担していただくのと所得の低い方は負担の割合が高くなってしまおうという趣旨から、例えば生活保護の方ですとか収入額が80万円以下の方については、基準額の0.5というような設定がされているところです。このようなことで前回の改定においても同じような考えで算定しておりますので、それが引き続き軽減を受けられるような形で、段階等も変わらないような形で今回は設定をさせていただいております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） では、次の質問に進みます。

要支援1、2の利用者の方の地域支援事業の計画についてです。

この問題については、前回のまた議会で何度か質問をしているものです。27年度に予算に計上されておりますが、計画について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 要支援1、2の方の地域生活支援事業への移行の計画ということでお答えいたします。

生活支援等の総合事業への移行に関しましては、黒木議員にもお答えしたとおりでございますが、27年度当初にはちょっと間に合わないのですが、なるべく早い時期に生活支援等の事業を開始したいということで考えております。

また、ミニデイサービスといったサロン等につきましては、これは地区社協でのサロン運営を念頭に予算計上はしておりますが、地区社協との協議、また介護保険運営協議会等でも御審議をいただきながら、御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、今の問題ですけれども、27年度にもう予算計上されているのは存

じております。生活支援、これは主に食事とか清掃とかということなんですが、このことについてはシルバーのほうに委託という話も聞いておりますが、その辺の実情、そしてまた地区社協との協議、大体この辺、人数はどのくらいを見込んでいるのか伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 総合事業の移行の関係で具体的な話なんですが、生活支援、日常用品の買い物ですとか掃除とか洗濯とか、そういうものやっていたくということでシルバー人材センター等も考えておりますけれども、あと、先ほど言ったように、デイサービスなどは地区社協での運営ということで検討しておりまして、人数的なものというのは、今のところ、まだ、27年度当初から何人という目標といますか、当初何人ぐらい来ていただけるかという想定はちょっと今のところできない状況でありまして、なるべく早い時期にスタートさせて、利用していただける方から利用していただくということで考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、次の質問に行きます。

国は、介護報酬の引き下げを行うとしております。介護施設への影響と介護士の処遇改善について伺います。

介護報酬全体で2.27%を引き下げ、そしてまた、介護職員には1人当たり月額1万2,000円の処遇改善を、国は行うと説明をしておりますが、施設にとっては収入が減額となってしまうために、運営に大きな影響が出てくるのではないかと思います。特別養護老人ホームの支出の7割近くが人件費であるということを考えれば、介護報酬を下げましたら、賃金が上がるという保証はないのではないかと思います。

国は、社会福祉法人が運営する特養ホームの収支差率、内部留保とっているようですが、約9%あると言っておりますが、実態は、東京都や全国老人福祉施設協議会の調査では、実際の収支差率は4.3%だと言います。政府の数字と大きく違ってまいります。

特別養護老人ホームでは、施設改修などのために一定の資金を長期に保存することは、国が言う一般企業の内部留保とは全く違うということで、大きな間違いです。このような異なった会計基準をもとに算出をされた収益率と内部留保を比較をして、一般企業に比べ社会福祉法人はもうかり過ぎだというペナルティーをかけるほど、愚かな行為はありません。「介護崩壊」を招くだけの結果だと、まさに亡国の論だと言えると、自民党の幹事長代理の末松参議院議員も、御自身のブログで政府の主張に反論をしております。北区では、特養ホーム建設の事業者が、介護報酬の引き下げを理由に撤退をするという事態も起こっております。

市内には4カ所の特別養護老人ホームがありますが、実態について、そしてまた、ほかの介護施設の問題については市で把握をされているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 国の介護報酬改定についての中で、市内の特別養護老人ホームの状況ということでございますけれども、市のほうでは、そういう収支の関係については全て把握しているわけではございません。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 市では把握をされていないということなんです、実際に市のほうからこの介護報酬の支払いを行うわけです。その問題について、やはり下がってくれば、当然支払いも少なくなってくるのではないかと思います、その辺についてどうなのかということ伺いたしたいと思います。

それと、やっぱり今、特別養護老人ホーム、このように介護報酬が下がり、また、施設の介護職員が非常に大変な3Kと言われるような労働条件の中で働いている実態が、さまざまところからわかってまいりました。こういうふうな介護報酬の引き下げが行われますと、実際に施設の運営に大きな影響が出てきます。特に介護職員については、今までの常勤ではなく、それこそ非常勤の職員が多くなる。そうすると、そこで果たして安全管理ができるのかということも起きてきます。

先日、牛久市内の特別養護老人ホームで、やはり入所されている方がベッドから落ち、骨折をするということがあったそうです。この問題についても、その特養ホームの実態なのだということが、そういうふうにとられかねませんけれども、実際は、働いている人たちの処遇改善というのが、このようなことにつながってくるのではないかと思います。ぜひ、この実態について市のほうでも把握をしていただきたいと思えます。これは要望にとどめております。

やはり制度上の問題が大きく出てくるのではないかと思います。職員の給与は御存じのように介護報酬から支払うために、介護報酬を引き下げれば職員の待遇悪化につながります。引き上げると、保険料や利用料の負担にはね上がることとなります。職員の給与は、介護報酬から支払うのではなくて、国が国費により別分けの賃金体系、このようにつくるよう求めていかなければ、介護職員の育成や待遇改善の問題は解決をしないと思えます。この問題については通告しておりませんので、答弁は結構です。

そして、最後の保険料の減免についてです。

介護保険条例では、災害、病気、死亡、収入減など、保険料の減免制度があることは存じております。しかし、先ほどから言っております保険料の負担が大変大きいと考える中で、無年金者、この扱いについては市はどのように考えているのか伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 保険料の減免制度についての御質問にお答えいたします。

年金を受給していない方の介護保険料の減免制度につきましては、牛久市介護保険条例第20条に規定しております、災害に遭われた方や、生計を中心とする方の死亡等によって著しい収入減等の特別な理由があれば、減免の対象となります。

介護保険は、国民みんなで支え合うという趣旨でありますので、保険料減免のこの原則にものっとりまして、収入のみに着目しての一律減免、また全額減免というのは行わずに、現行条例で定められた規定で運用してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 市では、このような介護保険条例でこの減免規定があるのは存じております。確かに、災害、病気、死亡、そういうような場合には減免制度というのがありますが、無年金者、例えば年金保険料を払っていても、その月数が足りなくて、その受給には至らない、そういうような方も多いのではないかと思います。そういうような方たちの減免制度の考え、ここに載っていない減免制度です。例えば市長の判断でできるとか、そういうような考えについてはどうか、伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 減免制度についての御質問にお答えいたします。

先ほども答弁したとおり、収入のみに着目しての一律での減免とか全額減免するとかというのは行わずに、介護保険料設定の際にも御答弁しましたが、基準額に対して今0.5というようなことで運用しておりますが、今後については、消費税財源を予定して、平成29年度からは7割の軽減というのが制度化されるという見込みになっておりますので、一般財源を投入しての減免というのは、今のところ考えておりません。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤議員、質問残時間を確認しながらお願いしたいと思います。遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、御答弁のありました平成29年から7割の軽減というところの内容について、再度詳しく伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

国のほうでは、消費税の財源を見込んで、当初は平成27年度、今回の第6期の当初から、7割、5割、3割といったような軽減の拡充ですね、第1段階は、今0.5を0.7、7割軽減まで拡大するというところで検討しておりますが、消費税の増税が先送りになったことから、完全な実施は平成29年度から行われる、これはまだ予定でございます。

これは27年度実施の一部ですね、今0.5のところを0.55ということで、55%に拡大する改正というのは27年度中に実施が予定されておりますので、これは必要な条例改正等を今後行ってまいりたいと考えております。以上です。（「質問を終わります」の声あり）

○議長（山越 守君） 以上で、15番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時 1 5 分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、一般質問を継続いたします。

次に、16 番鈴木かずみ君。

〔16 番鈴木かずみ君登壇〕

○16 番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。

初めに、安倍政権が、今、全国の自治体を総動員して進めようとしている地方創生について一言。

それまで進めてきたアベノミクスが必ずしもうまくいっていないことを認めつつ昨年 6 月に打ち出した地方創生は、牛久市においても前倒しの 3 月補正で総額 1 億 8 0 0 万円となっています。ハートフルクーポン券の増額やワクチン接種費用等々に使われることが提案されております。

安倍政権の成立以降、大都市と地方の格差がますます拡大し、地方の衰退が加速化したことが背景にあります。しかし、安倍政権が地方創生を叫ぶのであれば、何よりも、東日本大震災で甚大な被害を受けた東北地方の復興を最優先にしなければならないはずですが、間もなく、あの大震災から 4 年目を迎えようとしていますが、いまだに住宅再建のめども立たず、計画数のわずか 1 0 %にとどまっています。3・11 を前にして現地の悲痛な声が連日伝えられておりますが、被災地を置き去りにした地方創生はあり得ないのではないのでしょうか。

また、福島原発事故を契機に、全国的に脱原発の大規模な国民運動が展開されたにもかかわらず、政府は原発再稼働に大きくかじを切り、あたかも福島原発事故がなかったかのように次々と原発再稼働にゴーサインを出しています。こうしたことが果たして地域の活性化につながるのか、大いに疑問であります。

では、通告に従って一般質問を進めてまいります。

1、地域包括ケアシステムの構築と市の課題について。

急速に少子高齢化が進む中、2025 年に、いわゆる団塊世代が全て 75 歳以上となる超高齢社会を迎え、国民一人一人が、医療や介護が必要な事態となってもできる限り住みなれた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことが、喫緊の課題となっています。

医療と介護の連携の必要性については、医療ニーズについては、病気と共存しながら生活の維持・向上を図っていく必要性が高まっていること、介護ニーズでは、医療ニーズをあわせ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっています。そこに医療と介護の総合的な確保という大きな意味が出てきて、こうした背景から、2014 年 6 月に医療介護総合確保推進法の成立で、地域包括ケアシステムの構築が医療と介護の両面で国の政策となり、自治体が地域包括ケアシステムの構築をし、関係機関を結びつける役割を担うことになりました。ちょっと失礼します。

失礼しました。

これまで、介護保険制度が主体となっていたわけなんです、この介護保険制度の仕組み、これはそもそも個に、個人の個です。要するに要介護者に責任を持ち、個を契約によって支援する仕組みだったわけです。ケアマネも介護事業者も個が相手でしたから、地域包括ケアシステムと言われても戸惑ってしまうというのが現実かと思われま。

2006年の介護保険制度の見直しの際に地域包括ケアシステムという言葉は出てきましたが、それは、地域包括支援センターの創設、介護予防に向けられており、3年前の2012年の介護保険制度の見直しで、地域包括ケアシステムの構築が強調されるようになったと聞いております。

この医療介護総合確保推進法の第1条には、「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう」と明記されております。

自治体は、どうすれば基盤づくりをしながら地域の人たちと一緒にやっていけるのか、自治体の役割を明確にしながらまちづくりをどう進めるのかという議論、非常に大事になっていると考えます。そこで、地域包括ケアシステムの構築の目的についてどのように捉えているか伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 地域包括ケアシステムの構築の目的についてお答えいたします。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が一体的に提供できる、それぞれがその垣根を越えて機能的に融合し、高齢者を支えていくものであります。

在宅での生活を主眼とするため、家族介護者等の自助のみならず、地区社協やボランティア等、地域の社会資源を活用した互助、医療保険や介護保険制度などの共助、公的サービスによる公助を融合させ、福祉のまちづくりを進めていく必要があると考えております。

また、その結果として、介護保険などの給付費の削減につなげることが目的であると認識しております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 今、最後に言われた給付費の削減ということが非常にひっかかってくる部分なんです、私どもは2月に行われた議員研修の中でいろいろ学んできました。やはりよい面、必要な面が多々あるわけなんです、その目的ということでは、病院と地域の結びつきを強めること、それから地域の医療機関と介護サービスの結びつきを強めること、そして3点目には、専門機関や専門職と地域の民生委員とか行政区等の結びつきを強めること、そして4点目には、介護養護者も家族の介護者も日常生活を営むこ

とができる仕組みを促進すること、高齢者も障がい者等も誰もが住みよいまちづくりを推進すること等、今おっしゃられたことと重なりますが、そうした目的が、この取り組みの中で、障がい者といっても高齢者だけではなくて若い障がい者などにも広がっていくことが考えられると思います。

医療関係、介護者、家族介護者を含めて日常生活を営むということを支援する生活支援に対する共通の理解が深まってこそ、これからのまちづくりの大きな課題であるというわけです。そうしますと、これからの問題であるのですが、これらがうまく機能していけば、本当に優しい福祉のまちづくりが可能になってくる面もあるのではないかと思うわけです。

それと、もう一つの大きな問題があって、社会保障費の抑制、これが目的の一つになっているということは見逃してはならないと考えるのですが、その点についてどう考えるでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたように、社会保障費、介護保険の給付の抑制というのも一つの目的ではございますけれども、大きな目的としては、住みなれた地域でその人らしく住んでいくというシステムづくり、これをまざり行った上で、それが、結果的に入院費や介護の入所経費の抑制につながっていくということで理解しております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） そして、地域包括ケアシステムの課題の一つは、家族介護の問題だと思います。介護保険制度は、当初、家族介護の負担をなくすためにというたい文句のもとに始まったように記憶していますが、必ずしも負担は軽くなっていないという現状があると思います。国民生活調査を見ても、家族介護の負担感はこちら10年間変わっていないと、そのように報告されています。

少子高齢社会であり人口減少社会だからこそ、介護と仕事が両立できる環境をつくるのが大事なのですが、そういう意味では、小規模多機能型を持つところ、それをどれだけつくり出せるかということが大変重要になってくると考えますが、小規模多機能についての現状と計画について伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 小規模多機能型の居宅介護等についての御質問にお答えいたします。

小規模多機能型居宅介護は、通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられるサービスであります。利用者にとっては利便性が高いサービスと認識しております。

現在、市内に2カ所事業所がありますが、事業所にとって小規模多機能型居宅介護サービス単体での経営が難しいということで、牛久市では、グループホームとの併設で設置をしております。平成25年度にグループホーム併設で公募いたしました。建設費の高騰などを理由に選定事業者が辞退するということがあり、

翌年の26年度から28年度までの3カ年に特別養護老人ホームを100床整備しますので、29年度までの第6期介護保険事業計画では、小規模多機能型居宅介護施設の整備は見込んでおりませんが、特養整備後のグループホームのあき状況や市民のニーズを把握した上で、適正な整備を見込んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） では、この地域包括ケアシステムの基盤づくり、それをどう進めるのかということが今後の取り組みになっていくかと思いますが、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」というのが4月1日施行となっておりますが、その法律の中では、市町村の計画について、市の計画を作成することができるというふうにあるわけなんです、その具体的な事項が決められており、目標、計画、事業、事業の中では医療の提供に関する事業、医療介護確保区域などを整備する事業、そして、介護保険事業計画との整合性の確保などが出ているわけなんですけれども、法律は4月1日施行ということなんです、牛久市の計画はできているのかどうかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

高齢者、障がい者が、その地域の実情に応じて、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、日常生活の支援、住まいが一体的に提供される基盤づくりをしながら、市といたしましては地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の資源づくり、人材の育成に取り組み、福祉のまちづくりを進めていきたいということで考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 今のお話、そういう方向性ということについてはわかりましたけれども、こうした具体的な計画をどういう形で提示されていくのかということについて、もう少し踏み込んだ形でお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 具体的な計画ということで、申しわけありません、お答えいたします。

地域包括ケアシステムの構築に当たりましては、現在、高齢福祉課が、医療・介護従事者、地域包括支援センター、地域住民とのつなぎ役となって進めているところです。

済みません。続けます。

今、高齢福祉課がそういうことでつなぎ役として進めているところでありまして、具体的な計画というのはちょっと今手元に用意してはいないのですが、先ほど申し上げましたように、医療関係者、介護従事者、また地域包括支援センター、そういう方たちがさまざまな形で活躍していただけるような、そういう計画をつくっていききたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 今、担当部署は高齢福祉課を中心としたことでしたけれども、医療とか介護とかさまざまな分野が総合的にこの計画をしなければならないということでは、例えば医療年金課であったり健康管理課であったり、いろんなところと連携した取り組みというのを進めていかなければならないかなというふうに思うのですが、その点については、高齢福祉課が担当ということではありますが、こういった形でこの連携といいますか、仕組みをつくっていくものになることはどういうふうにされるのかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えします。

ただいま高齢福祉課が中心となってということでお答えしましたが、庁舎内におきましては、当然、今、議員の御質問にありましたように、国民健康保険または後期高齢者医療を担当している医療年金課、また、介護予防等に取り組んでいる健康管理課等も、もちろんこの主体となって今後計画をつくっていくということで考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 地域ケア会議というのもの、市が責任を持って開催するということが法制化されたわけなんです、その取り組みについて、また、地域ケア会議のメンバーといいますか、その辺はどのように構成されるのかということについてお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 地域ケア会議についてお答えいたします。

地域ケア会議に関しましては、平成6年から、地域ケアシステムとして、市、保健所、司法関係者、民生委員、社会福祉協議会、医療関係者、福祉施設関係者を構成員として、連携して困難事例の対応に当たり、不定期ではありますが毎年開催をしております。

平成26年度は、これまで地域ケア会議を2回、サービス担当者会議として21回開催をしております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 次に、市の役割を明確にしながら、高齢者も障がい者等の誰もが住みやすい福祉のまちづくりというものをどう進めるかということなんですけれども、市の計画の中で、医療介護確保区域ということが出てきているわけなんです、その確保区域をどう整備するかという事業があるわけなんですけれども、この区域といいますと、中学校区域とか小学校区域とかあると思われそうですが、当面どのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

地域包括ケアに関しては、圏域としては、おおむね30分以内に駆けつけられる圏域というのが想定されてくるかと思えます。第6期の介護保険の事業計画におきましては、日常生活圏域として小学校区として設定しております。牛久市では、現在、さまざまな形で小学校区単位で取り組みが始まっておりますので、今回の計画においても、小学校区単位で策定されていくと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） それでは、今後の方向として、これまで地域包括支援センターが果たしてきた役割というのが非常にあると思うんですけども、その経験を、さらに区域として設定された場合に、どのように強化・発展させていくかということが大きな課題であるというふうに思われるわけなんですけど、地域包括支援センターの拡充について、医療、介護を総合的に確保していくということになりますと、さらに課題があると思われるわけです。

現在は、社会福祉協議会で1カ所ですよ。それを市全体で事を行っているということでは、非常に大変なのではないかというふうに察するわけなんですけれども、学校区ごとにこうした区域の役割が出てきますと、地域包括支援センターがいや応なく学校区域ごとにあれば本当に理想的ということになるわけで、そうしたことを取りまとめるところが社協の1カ所ということでは、非常に不安なんですけれども、例えば市で責任を持った形で地域包括支援センターを設置してやっていくと、そして、各地域にそういうことをきちんとやれる体制を取りまとめる形で市のほうが責任を持つと、そんなふうなことは考えていないのでしょうか。その辺について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 地域包括支援センターの関係についてお答えいたします。

昨年の12月定例会におきまして、地域包括支援センターの人員についての条例で御審議をいただきました。その際にも御説明したとおり、現在は、社会福祉協議会が行っている1カ所で運営しておりますけれども、将来的には、今御質問のありましたように、理想的なことをいいますと、先ほど言ったような小学校区単位で、おおむね30分以内に駆けつけられる身近なところがあればということで考えておりますので、今第6期介護保険計画の進行にあわせて、その中でそういう問題についても考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、自然観察の森の入り口のところに地域医療連携センターが設置されるという方向で、今回、若干の予算がつけられているわけなんですけど、この地域医療連携センターの果たす役割というのは、この地域包括ケアシステムの中でどう捉えられているのかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

今度の新しい連携センターですけれども、今後は、在宅での医療介護というのが非常に重要になってまいりますので、今後、医師会の牛久支部等も連携をとりながら、そういう在宅介護ですとか訪問診療ですか、そういったもので地域で支えられる仕組みづくりというのを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 最後に、このことに関して基金の設立ということが法律の中でうたわれているんですけれども、それについては、いつごろどのような形で計画されていくのかということ、もし具体的な案があれば、伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 基金についてということなんですけれども、今のどういう基金を指しているのかというのがちょっと私のほうでわからないのですが、茨城県に設置する基金なんでしょうか、ちょっと済みません、そのあたりがわからないので答弁できません。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 地域包括ケアシステムを進めていく上でそういう基金の設立ということがうたわれているんですけれども、もしわからなければ、後でまたしますけれども。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 先ほど申しましたように、市町村では、そういう地域包括ケアシステムのための基金というのはつくらないです。茨城県では、そういう介護保険関係、医療関係ですかね、連携のための基金創設というのは聞いております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） わかりました。

では、2点目の国民健康保険制度について伺います。

国は、国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移管するための医療保険制度改革の関連法案を、3月3日に閣議決定をしました。国保の運営主体が市から県へ移管するということで、現場である市町村にどんな影響が出てくるのかとこれまでも懸念されていたわけですが、地方自治法の中では、第1条の2で、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」。そして、国民健康保険法第1条で、この法律の目的には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」というふうにあります。これは、国保というのは、社会保障に寄与する制度、つまり社会保障だと明確に規定しているわけであり、医療保険制度の中で、根拠となる法律で社会保障と規定しているのは国

保だけであります。

そこで、国保の県単位化、要するに広域化です。これまで牛久市が全て責任を持っていたのが、県との共同でということになるのかと思われませんが、この問題について現段階でどのように進んでいるのか伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 国民健康保険の県単位化につきまして、まず、移行の計画についてお答えいたします。

国民健康保険の都道府県の移行の計画につきまして、御案内のように、今国会に提出されまして、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」ということで盛り込まれておりまして、この法律が成立いたしますと、平成30年4月1日を施行期日といたしまして、都道府県が財政面の主体として、所管の市町村とともに、共同という形になっておりますけれども、国保運営に携わっていく新しい国保制度へと移行する予定となっております。

なお、新制度移行のための具体的なスケジュール等につきましては、現在のところ審議がスタートするところでございまして、具体的などころについてはまだ明示されておられません。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） ただいまの話だと、県が財政を支援して市のほうがということで、もう少し牛久市の役割とその県の役割との分けた形で具体的にお話しいただければと思います。

これまで国保の広域化という話がありましたときには、全ての業務から全てが県のほうに一括によって、牛久市も龍ヶ崎市も取手市も全部同じパターン、つまり後期高齢のような制度になるのではないかみたいなそういうことを考えていた時期もあるわけなんです、そうしたこととまた違った形に今回なっているのかどうか、その辺をちょっと明確にお願いします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 今、聞いておるところによりますと、通常の資格の得喪といいますか取得喪失等の市の今やっております業務等については変わらなく、それから、健診等のそういったことについても特に変わらなく市町村が実施するような形になっております。ただ給付全体は、それは県が把握しまして、県内統一した考え方で国保を運営していくという、いわゆる広域化、分母が大きくなりますので、市町村ごとにいろんな財政力の違いとかがあるからとは思いますが、その辺は、県のほうでスケールメリットといいますかそういう大きい県単位でやまして、細かい部分については今までと特に変わらない形でございます。保険料の賦課についても今までどおり市町村が賦課をして、それを分賦金という形で上げますし、医療費の支払いについては、その医療費のかかった部分が県から送られてくるということで、通常の市民の方の業務として特に大きな変化はないということは今のところは聞いておりますけれども、細かいところについては、まだこれからおられてくると思われ、以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 今までと変わらないといっても、この問題は大変大きな問題になるわけで、そもそも医療費の削減とかそういうことが当然考えられての目的があつてのこういう広域化ではないかというふうに思うわけなんですけれども、非常に国保の会計というのはこれまでも大変でありまして、一つ一つの数字の裏に住民の命と健康という問題が含まれているように、私たちも考えてきました。収入をふやすには、高い保険料を賦課するということになるわけで、これは住民負担の拡大を招くことにつながっていくわけですよね。それから、支出を減らすということになりますと、保険給付費の削減、医療からの排除ということを招く危険性が生じてくると、収納率の向上を上げるということになりますと、短期保険証や資格証明書の発行ですか。牛久市は資格証明書を発行していないということで、これは大変評価したいと思うんですけれども、こうした形で徴収を強化する。強権的な取り立てや滞納処分を招くことになるのではないか、そうした懸念が当然生まれてくるわけなんです。

先日、国保税を滞納して給料を差し押さえられてしまったと、あしたからどうやって暮らせばいいのか、本当に死ぬと言うのと同じではないかといった、私は直接相談を受けまして、この方は約100万円の滞納金に対して、延滞金が14.1%が9.1%に変わりましたが、それでも延滞金が倍になって100万円なわけですね、合計200万円の滞納金に膨らんでいたわけです。本当に困った様子で、担当課のほうに相談をして、分納の約束で差し押さえを解除してもらいましたけれども、そのような事例が今後ますますふえてくることが予想されるかと危惧するわけです。

そして、構造的な国保の問題としては、低所得者が多いとか高齢者が多いとか、もともとそういう国保の実態があるわけなんですけれども、牛久市の25年度の国民健康保険税、所得階層状況の資料によりますと、所得階層100万円、200万円、300万円、400万円と700万円を超えるまで段階がありますけれども、一番多い所得層は200万円以下です。200万円以下の滞納件数が一番多くて28.19%、その次が100万円以下、20.93%、300万円以下が18.08%というふうに、非常に低所得の方が滞納件数も多く、大変な状況にあるということが、この数字を見て察することができるわけです。この低所得層の背景というのは、言うまでもなく、地域経済の崩壊とか非正規労働の拡大とか自然現象でない要因があるわけですが。

そこで、今回、県に統一される方向ということで、保険料が値上げされるのではないかとということが一つ懸念されます。また、もう一つ、保険給付費を削減するのではないかと。それから、強権的な取り立てや滞納処分の強化などが懸念されるわけなのですが、これらについてどのように考えているかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 都道府県への移行の際、特に分賦金の納付でございますが、これは都道府

県単位で必要とする保険料収入を、各市町村の医療費水準等を考慮した上で、市町村が納めるべき額として割り振るといような形になっているものでございます。市町村は、決定された分賦金に見合う収納が見込める保険料率を独自に定めるものということになっております。現時点では、牛久市が納めるべき分賦金の額がどのくらいになるかと、そういったことについてはまだまだ示されておられません。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 具体的にこの移行の計画については、どのように把握されているでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 具体的に申し上げますと、先ほど答弁申し上げましたように、今国会でこれから審議されるところでございまして、私たちも、新聞報道等あるいは会議ですね、国の担当に関する、特に社会保障審議会の中での医療保険部会の中でのいろいろな議論とかそういうものを、市町村としては漏れ聞くことしか情報を今のところはおいてきてまいりません。そういう意味で、法律で平成30年というもうこのことについては、これをめどにいろんな制度の中身が組み立てられるといったことを承知しておりますし、その分賦金の中にもいろいろ努力の度合いも入ってくるというようなことが、その都度情報としておきてまいりますので、そういったものを考慮してどういうふうに制度が変わっていくのか、我々自身も手探りといいますか情報が少ない中での判断でございまして、その辺は取りこぼしのないようにしっかり情報をとりながら状況を注視していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 問題点といいますか、いろいろ述べたところもありますけれども、市としてはどのようなふうにつまえているのか、伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 今回の国保制度改革につきましては、先ほどからも答弁申し上げているように、現在、国会での審議が行われているところでありまして、実際の運用に関する詳細な事項、これがまだほとんど示されていない状況でございまして、直接市民の方にかかわる分賦金の関係とかそういったところはまだ細かいところが来てございませんので、現時点で、具体的にこういう問題があるということは申し上げることはできません。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） まだ担当課のほうではそういうことなんでしょうけれども、例えば、今、一般会計から、27年度でいいますと5,000万円、国保の会計へ法定外繰り入れという形で繰り入れをしているわけです。これが非常に国保財政を支える大きなものになっていると思うんですけども、また広域化になってしまった場合に、こうした自治体の裁量権というのが認められるのかどうかということが大変な問題にもなってくると思います。それで、可能な負担軽減策とかそういうことが市で独自にとれるのかどうか。

今質問したとしても、それはわからないというような話になるかと思うのですが、そうしたことを県や国を通して意見を述べていくことができるシステムがあるのかどうか、伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 現在、毎年、一般会計から2億5,000万円を超えるその他の一般会計繰入金を、ここのところ行っているところでございます。広域化をすればというような、これは国から来ている文書の中の物を見れば、決算補填を目的とする一般会計からの繰り入れの削減等、市町村はこれが削減になるということは、国のほうが言っております。

ですから、今までのように、毎年3億円弱になるかと思えます。その年によって変わりますけれども、その一般会計から繰り入れが少なくなってくるんじゃないかと予想はいたしますけれども、ただ、では、そのお金がどこから来るのかと申しますと、やはり県全体の分賦金の中でどうやって医療費を埋めていくか。かかった医療費は誰かが払わなくてはなりませんので、その辺の仕組みはまだ細かいところに来てございませんで、それと、牛久市で国民健康保険の運営協議会があるように県にもその運営協議会ができるということを知っておりますし、当初に申し上げたように、県と市町村が共同でという進め方を法律上しているようですので、市町村として御意見を申し上げるところはあると思っておりますし、県全体がどうなるかを見ていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） ぜひ、市民生活に大きくかかわることでもありますので、市民の負担にならないように、さまざまな点で県や国へ意見を上げていただきたいと思います。

次に、3点目、奨学金制度の充実について伺います。

①としまして、高校の奨学金制度の拡充についてです。

前回の議会で質問した際には、今年度中にも方向性を出すような答弁だったので期待をしていましたけれども、ところが、まずは周知がというようなことでお話がありましたが、その現在の進みぐあいについてお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 前回の議会でもお答えいたしましたが、最近、高校生の奨学金をもらう方が減ってきているということで、我々としていろいろ分析しました。その結果、ちょっと周知が不足していたのではないかとということでございまして、昨年10月に、生徒全員に個別にパンフレット等を配りまして周知に努めてまいりました。

来年度、27年度分の募集につきましては、13日、今週の金曜日までが締め切りとなっております。県立高校の合格発表を待ちまして応募を受け付けるということになっておりまして、昨年よりはかなり問い合わせ等もふえまして、手応えを感じております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） まずは周知ということですね。それは、知らされていなかったから受ける人が少なくなったということは、非常にびっくりしたのですが、周知というのは当たり前のことであって、また、その先に進まなければ改善につながらないと思います、まずはそういうことですね。

それで、内容なんですけれども制度の拡充についてなんです、金額にしても、牛久市は、一般では月に6,000円、交通災害の遺児に対しては月3,000円ということなんです、そのもとになる基金も、一般で2,650万円、交通のほうで1,200万円、非常に心もとない数字で進められるわけなんですけれども、今回、今度周知をして、応募者がふえてという形になりますと、どういう形でこれをまた拡大していくのかということが課題になるかと思われま。

龍ヶ崎でも月1万円を出しているような状況がありますし、高校生の奨学金制度の拡充について、金額の点も含めてどのように増額も図って、基金になるもとの部分ももっとふやして、安定した奨学金制度が実施していけるように、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 奨学金につきましては、基金で運営しておりまして、最近の低金利で本当に1人分の利息も出ないような状況でございまして、ほとんどが一般会計から出しているような状況です。

それで、今後の金額の問題でございまして、近隣の状況につきましても牛久市とほぼ同じ程度のもので、龍ヶ崎市が1万円、これが一番上だと思いますが、支給する奨学金としてはこの程度が限度かなと考えております。額を上げるということになると、貸与型も検討しなければならないというふうに考えております。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） では、大学の奨学金制度、牛久市にはないわけなんですけれども、創設について伺います。

たくさんの可能性を持ち、希望に胸を膨らませて社会に巣立っていく季節を今迎えているわけなんですけれども、大学の学費が高騰する一方で家計が苦しくなって、今や大学生の、これは昼間の部ですけれども、2人に1人が何らかの奨学金を利用して、約4割が日本学生支援機構の奨学金を借りているという厳しい現実があります。これは、70年代半ば以降、大学の授業料の値上げが繰り返され、国立、私立を問わず、我が国の学費は世界で最も高いレベルになってしまいました。他方で、家計の収入が90年代以降減少の一途をたどり、大学に行くためには、奨学金に頼らざるを得ない人が多くなっています。そうした中で、自治体でも、大学の奨学金制度を創設し学生を応援しているところが出てきています。牛久市の考え方について伺います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 現在、牛久市の奨学金制度に大学生を対象としたものはございません。

近隣市町村におきましては、大学生を対象とした奨学金の貸付制度ですね、これがあるのが取手市、稲敷市、つくばみらい市となっております。

なお、大学生に対する奨学金制度につきましては、有利子、無利子も含めまして充実しております、代表的なものは、先ほど鈴木議員からもありましたように日本学生支援機構の奨学金制度が挙げられます。日本学生支援機構の奨学金制度につきましては、有利子のもので無利子のものでございまして、入学前に申し込むこともできます。また、ほとんどの大学においては、個別に入学希望者や大学生に対する奨学金制度がございまして、毎年募集して多くなっておる状況でございます。さらに、交通遺児に対しましては、交通遺児育英会が大学生を対象とした奨学金制度を設けております。

このような状況を考慮しますと、大学生に対する奨学金制度の創設につきましては、その必要性は十分に理解できますが、今後の課題と考えております。大学生に対する奨学金制度については、今後、調査研究を行い、その必要性の是非について検討してまいります。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 今、本当に大問題となっているこの奨学金の問題なんですけれども、大学を卒業して約700万円の奨学金の返済に追われる。借金を抱える若者が続出しているということが大問題になっているわけです。大学院ともなりますと1,000万円にもなるということで、結婚することも考えてしまう。また、相手もそれを条件に断ってくるというような、そういう大変深刻なケースが出てきているわけです。意欲のある若者たちへの支援策、早急に検討してもらいたいと思うわけなんです。国全体でも、今回の地方創生の中で、奨学金の支援に対して748億円出ているわけです。それを御存じでしょうか。そんなこともありますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

近隣について今お話がありましたけれども、坂東市でも、大学生に月額3万5,000円を支給しています。それから、牛久市の姉妹都市である常陸太田市、ここが、元になるお金があるということもあるんでしょうけれども、高校では、10人以内ということで年額21万6,000円、貸与型、それから、大学では、20人以内ということで年額50万円という形で、思い切った形の大学の奨学金制度を発足しているわけなんです。奨学金で学業に励んで、将来、市の発展にも寄与してほしいと、このように人材育成も含めた形で行っていると。返還の必要がない給付型の奨学金制度も新設をしたということで、ぜひいろいろ調査研究される際にはこのようなどころもよく研究されて、できるだけ早い時期にやっぱり牛久市の若者たちが安定して、勉強に意欲のある人たちを育てる意味で、ぜひ検討をしていただきたいと思っておりますが、教育長は何かお考えはありますか。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

〔教育長染谷郁夫君登壇〕

○教育長（染谷郁夫君） 確かに、今、高校受験の時期でして、県立高校、私立高校ということを考えます

と、やっぱり財政的なものもあって県立という子供たちもいますので、検討していくことも大事ななと思っています。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） では、4点目、土地購入施策について伺います。

池邊市政の特徴の一つは、土地購入が多いことです。これまでほとんど使われていなかった土地開発基金を上手にを使って土地購入を進めているということです。言うまでもなく、土地開発基金とは、2,000万円、5,000平米以下の土地について、計画がなくても、議会の承認がなくても、市長決裁のみで購入できる基金であります。スピーディーな土地購入ができるとチラシなども発行されておりますが、計画もないものが緊急性を要するものなのか、議会でチェックすることもできないわけです。

ちなみに、近隣の自治体では、土地開発基金を使っての土地購入は、平成15年から25年までの11年間の合計で、これは石原議員の資料請求によって出されたものですが、龍ヶ崎市が4筆、取手市が20筆、つくば市はゼロ、牛久市が211筆となっています。

私は、2012年の3月議会において同様の質問をしておりますが、今回は、平成15年度より26年度、または直近までにおける土地購入について伺います。土地開発基金を使っての購入金額、地積について、まず伺います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 平成15年度から平成26年度2月24日までの実績となりますが、土地開発基金での購入金額は15億6,907万円で、面積につきましては21万2,473平米となっております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 土地購入は、土地開発基金以外に一般会計を使っての購入があるわけですが、一般会計を使っての購入金額、地積について伺います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 同じく平成15年度から平成26年度、同じ2月24日までの実績でございますが、一般会計での購入金額は60億8,262万8,000円、面積につきましては41万3,222平米となっております。

また、このうち土地開発基金からの買い戻しを除きますと、購入金額が45億9,367万2,000円、面積は32万9,090平米となっております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 先ほど来申しておりますが、計画と土地購入の関係についてなんですけど、どうしても市民には納得のいかない問題が残るわけです。目的が明確な土地購入であれば理解できますが、そ

うでないところはどういう理由で税金を使って購入するのかということです。直近でいいますと、例えば、よく目につく、市役所前の筑波銀行の跡地についても、初めはボランティアなどが使えるようにということも漏れ聞いておりましたが、買ってみて、耐震化が何かにひっかかって使えないことがわかったと、それで、整地をして、駐車場に使うということのように聞いておりますが、そうなのでしょか。

とにかく土地を買うことが優先して、計画は後からついてくる。これでは、市民の納税した税金がどれだけあっても間に合わないんじゃないかと思うのですが、その点について、計画と土地購入の関係について伺います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） まず、御質問にありました「計画の前に、先に土地開発基金で土地購入」というものはございません。

牛久市では、道路の拡幅等、既に事業化されているもの以外の土地の取得につきましては、まず、土地建物取引等検討委員会でその取得の目的等について検討し、さらに庁議で審議を行った上で取得をしております。委員会、庁議のいずれにおいても、その土地が何の目的で取得するのかを明確にした上で取得決定を行っております。

また、筑波銀行のお話でしたが、もともとの話と変わっているということでございますが、事業取得の目的は、取得当初から変わってございません。ただ、あの建物については、買う前から、御相談があった以降に中の調査をした結果、現状で現在の耐震基準に合わないというような確認ができたことから、あそこの建物を除却するということを買う目的の中に入れてございます。そうした経過の中で、現行法の中では使えない建物であるものを除却していただくということを前提として土地の取得に入っているということでございまして、土地取得の目的が変わるものでもございません。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） そうしますと、あそこはもともと駐車場が目的だったんですか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） もともと駐車場ということではなくて、あの事業を行うまでの間、その土地を有効に活用するという部分で、平らに整地をしていただいて、現行の庁舎敷地の中で非常に駐車スペースが狭くなっている等で、整備までの間利用させていただくというものでございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 何だかよくわからないんですけども、その計画は一体何だったんですかと、土地を買うことだったんでしょうか。その計画があつて、そのためにあの土地を購入することでないと、それは自治体としては整合性がないというふうに思うわけなんですけれども、突然あそこを買ってしまって、経過の中で、建物を壊して、整地して、それで駐車場ではない。よくわからないんですけども、やっぱり

計画とその関係のことについて明確にお願いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 土地を買う目的については、ボランティアあるいは団体等の活動する拠点のための用地として購入しているものでございます。それが変わるものではございません。

しかしながら、その事業を行うまでの間、要は土地開発基金で取得をするということは、財政負担を極力減らすということです。うまく国等の制度を活用しながら補助金を充てながら事業整備を行っていくということでございまして、それまでの間、駐車場としての利用を行っていくというものでございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） そうしますと、ボランティアの施設をあそこに行く行く建てるということと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 取得目的であります、ボランティア等も含めて団体等が活動できる交流の拠点というものを整備していきたいというものでございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） それでは、こうした土地購入をした中で、現在、使われていない未利用地の状況について伺います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 未利用地の定義については、いろいろ考え方がありますが、私のほうで考えている未利用地についてお話をさせていただきますと、平成15年度以降に購入した土地の中で、平成23年度に、茨城県土地開発公社が所有する土地について、県の不良資産を解消するという目的で同公社から土地取得の協力依頼があり、奥野地区の土地を1,990万円で買い受けた土地がございまして、企業誘致のための用地として購入した当該土地、37筆ございまして、面積につきましては5万3,037平米、そのうち36筆、5万2,337平米については、現段階では買い戻しのめどが立っていない土地と言えます。

この土地につきましては、今年予定されております圏央道の成田までの区間の開通に伴いまして、阿見東インターチェンジ周辺の土地利用や企業の進出の面で大きな変化が生じる可能性があり、今後、こうした流れに乗りおけないよう、機を見て積極的な土地利用を図ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 未利用地の状況については、今お話があった点だけはわかりましたけれども、牛久全体で、この間の土地購入の中での未利用地の状況ということでは、資料を提供していただきたいと思っております。この一般質問が終わって早急に資料を提供していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

これらの土地購入に当たっては、どのような施策にするということで議論ないし話し合いをして決定をしているという今のお話でも、土地建物取引等検討委員会ということでのお話がありましたけれども、この委員会、また、その土地利用合理化協議会ですか、こういうのが牛久市にあるというふうに聞いておりましたけれども、そうしたことが機能しているのかどうかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問にございました土地建物取引等検討委員会につきましては、先ほど来答弁で申し上げましたとおり、土地の寄附あるいは取得に対して、庁内の関係部署が集まって、その土地の取得に対しての検討を行う機関でございまして、もう一つ御質問の中であった土地合理化協議会につきましては、これまで牛久市では、私の記憶の中でございますけれども、土地計画法の中に基づいた大規模な面積を有するものの整備等を行う場合に、土地合理化協議会というところに審議を諮るというような経過があったように記憶してございますが、土地合理化協議会において審議する案件については、現段階ではないというふうに認識してございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） では、その土地建物取引等検討委員会が活発に機能しているというふうに感じたわけなんですけれども、これは、その委員会のメンバーでの協議ということですけれども、市長の一声でそういうことが決まっていくという部分はあるのかどうかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 土地建物取引等検討委員会につきましては、市長は構成員の中には含まれておりません。あくまでも担当部の関係者が一堂に会して、そこの寄附あるいは申し出があった土地に対して審議を行うというものでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） いろいろしつこいことを聞きますけれども、小坂城址の土地購入の問題がやっぱり大きく尾を引いているわけです。現在、百条委員会が行われておりまして、まさに土地開発基金を使って購入した土地代金が、後に一般会計で約6,340万円の税金を使って購入されたと、何と、もとの値段の約1.3倍の税金が不必要に使われたとしか言いようのない数字が、この百条委員会の資料請求の中で出てきたわけです。はっきりした数字は百条委員会で報告されるでしょうけれども、納税者から見れば、1円たりとも税金を無駄に使ってほしくないわけです。このような不透明・不公平な税金の使い方に対してチェック機能を果たすことが議会の役割であるわけです。

そこで、土地開発基金条例の廃止条例を9月議会で提案して可決されたわけですが、それが市長によって再議にかけられて、10月5日にまたもとに戻ってしまったという経過があるわけです。土地開発基金を使っての土地購入については、いまだに納得できるものではないことを申し添えたいと思います。

それで、私の一般質問はこれで終わるわけなんですけれども、最後に、ちょっと一言。

これから一般質問の通告をしておりました利根川議員が、本日、A型インフルエンザにより欠席となりました。8期32年の間で初めてのことであり、非常に残念がっておりました。また、緊急事態であること、通告をしていること、そして、議員の発言権を保障していただきたいことなどから、最終日にぜひとも一般質問をさせていただきたいと議長及び委員長に要請をしているところであることを、同じ会派、同僚議員として申し添え、一般質問を終わります。

○議長（山越 守君） 以上で、16番鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時23分散会